○中部地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月十四日

中部地方整備局長　富田　英治

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十九号

(三) 道路の区域

	変更前	変更後
区間	敷地の幅員延長	敷地の幅員延長
多治見市山吹町一丁目四番一一地内	二二・四〇～四三・一〇メートル	二六・二〇～四七・四〇メートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次の登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年十月十四日

近畿地方整備局長　上総　周平

(1) 登録年月日　平成二十二年十月三日

(2) 登録番号　近畿地方整備局長　1

(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人福井県建築住宅センター

(4) 住所　福井県福井市御幸三丁目十番十五号

(5) 代表者の氏名　川上　英男

(6) 登録の区分　住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号及び第二号に定める区分

(7) 評価の業務を行う事務所の所在地　福井県福井市御幸三丁目十番十五号

(8) 法第十三条の評価員の氏名　五十嵐穣治、河原田　武、内田　達正、川畑　茂、久保　清一、奥田　徹、田中　誠治、林　公一朗

(9) 役員の氏名　川上　英男、神﨑　貢、杉川　正信、梅田　正治、大谷　正一、加藤　信一、山中　邦一、堀内　正人、瀧　俊幸、森　利幸、西出真由美、齊藤　信夫、渕上　正文、坪川　和夫、五十嵐穣治、金井　和夫、川端佐右エ門

(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名　五十嵐穣治

(11) 評価の業務を行う区域　福井県の全域

○近畿地方整備局告示第二百四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次の登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年十月十四日

近畿地方整備局長　上総　周平

(1) 登録年月日　平成二十二年十月三日

(2) 登録番号　近畿地方整備局長　4

(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人大阪住宅センター

(4) 住所　大阪府大阪市中央区南船場四丁目四番三号

(5) 代表者の氏名　立成　良三

(6) 登録の区分　住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号及び第二号に定める区分

(7) 評価の業務を行う事務所の所在地　大阪府大阪市中央区南船場四丁目四番三号　大阪府大阪市中央区谷町三丁目一番十七号

(8) 法第十三条の評価員の氏名　加藤　輝男、田渕　脩参、阿加井秀夫、齋藤　啓輔、伊藤　孝、齋藤　剛司、毛馬　博、松本　義雄、細川　純一、奥野　義明、久保　勝彦、杤　敬文

(9) 役員の氏名　佐藤　茂雄、立成　良三、江川　武美、尾崎　裕、藤原　富男、牧瀬　政榮、戸田　晴久、末吉　徹、山田　軍司、結城　恭昌、伏見　弘之、山田　信治、大林　剛郎、比嘉　邦子、八木　誠、澤田　悦郎、上田成之助、矢野　龍、根岸　修史、和田　勇、樋口　武男、竹中　統一、井上　豊、辻　文三、藤井　康照、簑原　克彦、濱﨑　武晴、粂原　照、加藤　輝男、岨　良政、河目　浩吉

(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名　加藤　輝男

(11) 評価の業務を行う区域　大阪府の全域

○近畿地方整備局告示第二百五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次の登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年十月十四日

近畿地方整備局長　上総　周平

(1) 登録年月日　平成二十二年十月三日

(2) 登録番号　近畿地方整備局長　7

(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人なら建築住宅センター

(4) 住所　奈良県奈良市大森町五十七番地三

(5) 代表者の氏名　西浦　重明